

5 G サービス契約約款の一部改正

[改正]	[現行]
<p>第1章～第12章（略）</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>（料金明細内訳書の発行等）</p> <p>第85条 当社は、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5 G 契約者に係る5 G 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5 G 契約者に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又は Web 料金明細（その5 G 契約者に係る5 G 又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 当社は、第1項及び前項の規定によるほか、5 G 契約者から請求があったときは、その5 G 契約者に係る5 G サービス又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳（当社が別に定める期間に係るものに限ります。）を、その5 G 契約者に対し通信料金明細内訳書を発行又は当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。</p> <p>5～11（略）</p> <p>第86条～第94条（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p> <p>附 則（令和3年11月11日経企第2086号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和3年11月17日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>第1章～第12章（略）</p> <p>第13章 その他のサービス</p> <p>（料金明細内訳書の発行等）</p> <p>第85条 当社は、5 G 契約者（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）から請求があったときは、料金明細送付（その5 G 契約者に係る5 G 又は国際アウトローミング（当社が別に定める通信に係るものを除きます。以下この条において同じとします。）の通信料金明細内訳について、その5 G 契約者に対し通信料金明細内訳書を発行する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）又は Web 料金明細（その5 G 契約者に係る5 G 又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳について、当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供する取扱いをいいます。以下この条において同じとします。）を提供します。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 当社は、第1項及び前項の規定によるほか、5 G 契約者 <u>（一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。）</u> から請求があったときは、その5 G 契約者に係る5 G サービス又は国際アウトローミングの通信料金明細内訳（当社が別に定める期間に係るものに限ります。）を、その5 G 契約者に対し通信料金明細内訳書を発行又は当社のインターネットホームページにおいて閲覧に供します。</p> <p>5～11（略）</p> <p>第86条～第94条（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p>

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～29 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 サービス転用</td> <td>I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p> <p style="margin-top: 20px;">附 則 (令和 3 年 11 月 11 日経企第 2086 号) この改正規定は令和 3 年 11 月 17 日から実施します。</p>	種 別	事 業 者 名	1～29 (略)	(略)	30 サービス転用	I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること	31 (略)	(略)	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～29 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 サービス転用</td> <td>I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること (西日本電信電話株式会社が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービス (第 5 条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する通信速度種別に係る品目が 10 G タイプのものに限ります。) の契約を締結するときを除きます。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 章～第 15 章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 1～別表 3 (略)</p>	種 別	事 業 者 名	1～29 (略)	(略)	30 サービス転用	I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること (西日本電信電話株式会社が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービス (第 5 条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する通信速度種別に係る品目が 10 G タイプのものに限ります。) の契約を締結するときを除きます。)	31 (略)	(略)
種 別	事 業 者 名																
1～29 (略)	(略)																
30 サービス転用	I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること																
31 (略)	(略)																
種 別	事 業 者 名																
1～29 (略)	(略)																
30 サービス転用	I P 通信網契約の申込者が現に利用している特定 F T T H 事業者等が提供する電気通信サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービスの契約を締結すること (西日本電信電話株式会社が提供する電気通信サービスの契約の解除と同時に新たに当社の I P 通信網サービス (第 5 条 (I P 通信網サービスの品目) に規定する通信速度種別に係る品目が 10 G タイプのものに限ります。) の契約を締結するときを除きます。)																
31 (略)	(略)																